

1 計画の概要

計画の期間:令和8年度から令和10年度までの3年間

計画策定の趣旨

ギャンブル等依存症対策基本法及び国のギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定を受け、令和3年度に策定した第1期熊本県ギャンブル等依存症対策推進計画が令和7年度で終了することから、引き続き、本県のギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するために策定するもの。

※ギャンブル等依存症の定義

ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。)にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう(ギャンブル等依存症対策基本法)。

計画の位置づけ

ギャンブル等依存症対策基本法第13条の規定による都道府県計画として策定。

2 現状と課題

ギャンブル等依存症をめぐる現状

- 公営競技や遊技場の状況(R7.8月時点、※遊技場R6.12月時点)
競輪:1施設(熊本競輪)
場外発売所:競馬2(荒尾、八代)、競輪5(熊本、宇土、八代、天草、玉東)、オートレース2(宇土、八代)、オートレース1(長洲)
遊技場(ぱちんこ・パチスロ):111店舗
- 県内のギャンブル等依存症が疑われる者の状況(R5調査)
「過去1年以内にギャンブル等依存症が疑われる者」:約2万人(推計※)
※国の補助事業による調査(自記式スクリーニングテストによる調査)では、過去1年以内にギャンブル等依存症が疑われる人は18~74歳の人口のうち1.7%と推計されており、それを熊本県の人口に掛け合わせた数値。
- ギャンブル等依存症の受療状況(R4年度)
◇入院患者数:11人 ◇外来患者数:122人
- 県内相談機関への相談状況(R6年度)
熊本県精神保健福祉センター、熊本市こころの健康センター及び各保健所へのギャンブル等依存症に係る相談件数:457件
- 医療機関の状況(R7.8月時点)
ギャンブル等依存症治療拠点機関及び専門医療機関:各2機関
(菊陽病院、向陽台病院)

主な課題

- ギャンブル等依存症が疑われる推計者数や医療機関への受診件数、相談機関への相談件数を動案すると、支援が必要な方が医療機関や相談機関につながりにくい現状が想定される。
- ギャンブル等依存症の専門医療機関やギャンブル等依存症の診察に対応できる医療機関が少ない。
- ギャンブル等依存症に関連して発生する諸問題の解決に向けた体制の整備を進め、関係機関の連携のもと、ギャンブル等依存症患者への包括的な支援の実現を図る必要がある。
- 公営競技におけるインターネット投票が増加していることから、これを踏まえた依存症対策の充実を図っていく必要がある。

3 基本計画の方向性

基本理念

ギャンブル等依存症に関する正しい知識を広く県民に普及・啓発し、各関係機関と連携しながら、ギャンブル等依存症の各段階に応じた支援を充実させることにより、誰もが健全に安心して生活できる熊本の実現を目指します。

基本方針

(1)正しい知識の普及・啓発及び不適切な誘引の防止

(2)必要な支援につなげる相談支援体制の整備

(3)医療における質の向上と関係機関との連携の促進

(4)ギャンブル等依存症者が円滑に回復、社会復帰するための理解促進

(5)ギャンブル等依存症に関連する諸問題の総合的な解決に向けた体制の整備

4 重点目標

- ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を徹底し、将来にわたって発生を予防する。
(普及啓発を目的とした講演会等や高等学校・大学等への情報提供を年1回以上実施)
- 予防、相談、治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備する。
(専門医療機関を県内に3か所以上選定、医療機関等への研修会や保健所圏域ごとの協議の場を年1回以上実施)

5 具体的な取組み

1 発生予防(1次予防)

(1) 予防教育の推進

- ・学校教育による普及・啓発
- ・保護者への啓発

(2) 普及・啓発

- ・広報用資材による広報の実施
- ・講演会、研修会等の実施
- ・インターネット投票の利用制限やその普及啓発
- ・インターネット上の違法賭博に対する啓発の強化

(3) 不適切な誘引の防止

- ・若年者の入場制限の徹底

2 進行予防(2次予防)

(1) 相談支援の充実

- ・地域の相談窓口や関連問題に係る相談支援体制の充実
- ・子育て中の家庭への支援体制整備

(2) 医療提供体制の充実

- ・専門医療機関数の増加や地域における診療体制の充実

3 再発予防(3次予防)

(1) 社会復帰支援及び家族支援

- ・支援プログラムや家族教室等の実施

(2) 民間団体の活動支援

- ・自助グループ等の活動支援や活動等の周知

4 基盤整備

(1) 関係機関等との連携

- ・相談窓口における各種関連情報の提供
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムによる包括的な支援体制の整備

(2) 人材育成

- ・ギャンブル等依存症に対応できる医療従事者や各種相談員の育成
- ・県の研修で当事者や家族に講話いただく等の協力を仰ぎ、関係機関が研修を行う際にも当事者団体や家族団体との連携を呼びかけ

(3) 調査・研究の推進

- ・ギャンブル等依存症に関する実態の把握

6 推進体制

- ・ギャンブル等依存症対策専門部会を中心に、関係機関と相互に必要な連絡・調整等を図りながら計画を推進。
- ・計画策定後も取組状況の確認を進めるほか、社会情勢等の状況の変化を踏まえ、必要に応じて計画を見直し。